

熊本県公報

第10961号
平成15年3月28日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則……………(建 築 課)	1
○ 告 示	
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………(会 計 課)	2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………(")	2
○介護老人保健施設の開設許可……………(高齢保健福祉課)	3
○熊本県身体障害者福祉法施行細則第3条に基づく身体障害者診断書・意見書の様式の一部改正……………(障害保健福祉課)	3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村意見……………(商工政策課)	17
○建設業法第29条に基づく監督処分……………(監 理 課)	17
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則……………(有明海自動車航送船組合)	18
○有明海自動車航送船組合公印規程の一部を改正する訓令……………(")	18
○有明海自動車航送船組合運航管理規程の一部を改正する訓令……………(")	19
○有明海自動車航送船組合専決規程の一部を改正する訓令……………(")	19
○有明海自動車航送船組合無線局管理運営規程の一部を改正する訓令……………(")	20
○労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づくあつせん員候補者……………(地方労働委員会)	21
○直接請求の連署基準数……………(選挙管理委員会)	21
○ "……………(")	22
○熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所……………(")	22
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	24

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則
 (1) 優良宅地造成等の認定に関する租税特別措置法の規定の繰下げ等に伴い、関係規定を整理することとした。(第1条、別表及び別記第1号様式～別記第11号様式関係)
 (2) この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第2号

熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部を改正する規則
熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則(昭和49年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」に、「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改める。